

霧島市条例第6号
令和3年3月30日

霧島市こども館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市こども館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子育て環境の充実を図り、及び子育て世代による育児を支援するとともに、遊びの体験を通じて子どもの幼児期における基礎体力を向上させ、並びに子どもの発想力及び想像力を育成し、その健全な成長を図るため、霧島市こども館（以下「こども館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 こども館は、霧島市国分上野原テクノパーク2番1号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 こども館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 休館日 火曜日（当該日が祝日のときはその翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用者)

第4条 こども館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳幼児及び小学校修了前の児童
- (2) 前号に掲げる者の保護者その他の関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(行為の禁止)

第5条 こども館では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあること。

- (2) こども館の建物又は付属設備を損傷するおそれがあること。
- (3) その他市長がこども館の管理運営上支障があると認めること。

(使用料)

第6条 こども館の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第7条 こども館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりこども館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、こども館の休館日若しくは開館時間を変更し、又はこども館を臨時に休館することができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども館の管理及び運営に関する業務
- (2) こども館における各種事業の計画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこども館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第9条 こども館を使用する者は、当該施設又は当該施設の備品を損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第251号）は、廃止する。